

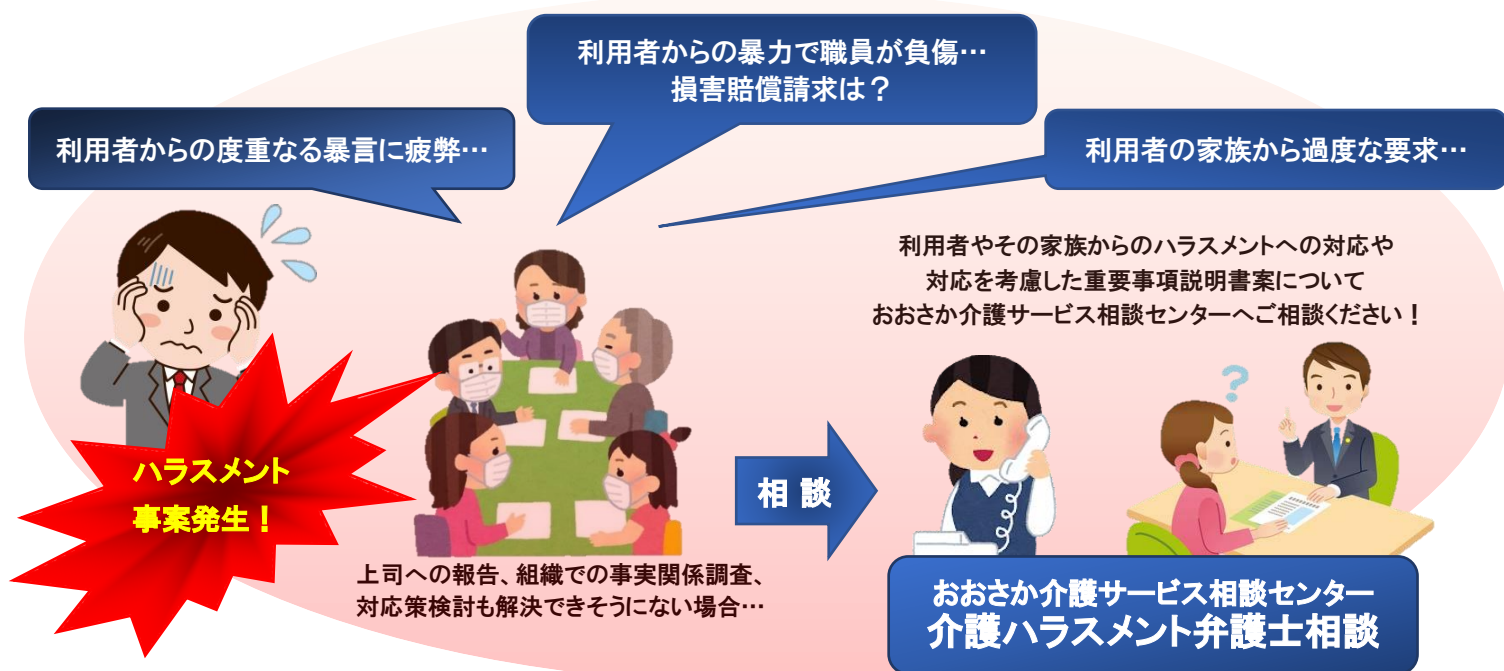
介護現場における利用者やその家族からの

介護ハラスメント弁護士相談

無料専門相談受付中

利用者やその家族による職員への度重なる暴言、身体的暴力、著しく不当な要求、著しい迷惑行為、著しく不快な性的言動などにお困りではありませんか？

おおさか介護サービス相談センターでは、このような介護現場における利用者やその家族からのハラスメントでお困りの大阪市内の介護サービス事業者の皆さんが、弁護士である専門相談員に直接相談できます。



相談方法

- ① おおさか介護サービス相談センターホームページ「事業者相談窓口」から「介護ハラスメント弁護士相談依頼票」をダウンロードし、必要事項を入力のうえメールにて送信してください。
- ② 相談日時が決まり次第連絡しますので、事業所・施設等の管理者等が当センターにお越しのうえご相談ください。
- ③ ハラスメントへの対応を考慮した重要事項説明書等のご相談の場合は、記載案等を添えてご相談ください。

留意事項

- 専門相談員からの助言はトラブル収束に向けたアドバイスであり、最終的なご判断は相談者ご自身でお願いします。
- 相談は無料で原則1回限り、相談時間は45分とします。

お申込み

おおさか介護サービス相談センターホームページ <https://kaigo-osaka.ne.jp/>



おおさか介護サービス相談センター ☎06-6766-3800 (平日9時～17時)

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター308号